

令和6年度地熱発電理解促進イベント開催事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和6年度地熱発電理解促進イベント開催事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 目的

大分県は地熱発電による発電量が全国一位であり、全国の地熱発電所で作られる電力の約三分の一を占めている。県内にはまだ多くの地熱資源があると期待されているが、地熱開発による温泉などの地下資源への影響等を心配する声も一部にあると考えられる。

新たな地熱資源開発へ向けては、開発地点の近隣住民等の理解を得ることが不可欠であり、そのためには地熱発電についての理解向上が必要である。本事業では開発地域等の住民はもとより、県民全体の地熱発電への理解を促進することで、新たな地熱資源開発の推進に資することを目的とする。

4 内容

(1) 県民向けシンポジウム、普及イベントの開催

- ・県民に地熱への理解をより深めてもらうため、地熱シンポジウムを開催する。基調講演を行うとともに、専門家や著名人などのゲストに加え、今後地熱開発を行う事業者及び地域のステークホルダー等を交えてパネルディスカッションを行い、地熱発電のメリット及び課題の共有を図る。併せて、シンポジウム会場周辺にてブース展示等を行う普及イベントを開催する。シンポジウム及びイベント来場者についてはパンフレット及びノベルティを配布し、長期的な理解につながるよう努める。
- ・シンポジウム参加者以外の県民等を取り込むために、人通りの多い場所（大分駅前等）で事業を実施し、ブース展示等への誘客を促進する。
- ・講演者及びパネリストの一部は可能な限り大分にゆかりがあるなど、集客が期待できる人物を選定すること。ただし、地熱に対する理解が無い人物は選定しないこと。選定及び詳細の内容については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・イベントの名称については、企画提案内容によるものを仮称とし、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議のうえ決定する。
- ・シンポジウム及び普及イベントの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア シンポジウム会場の選定及び手配
 - イ シンポジウム及びイベントの周知（会場周辺でのチラシ配布または、事前にオンライン広告を放映するなど効果的な周知を行うこと）
 - ウ シンポジウム来場者へ配布するパンフレット、イベント来場者へ配布するノベルティの作成
 - エ イベントのプログラム及び会場レイアウトの作成
 - オ イベント運営に必要な人員の配置

カ 来場者数の集計

- ・シンポジウム参加者目標：1,200人、イベント来場者目標：10,000人

(2) 子ども向けイベントの開催

- ・将来を担う子どもたちに地熱に親しんでもらうため、県内各地でイベントを計5回程度実施する（小中学生を対象）。
- ・地熱発電に関する講義の他、体験型イベントを通じ訴求力を高める。
- ・イベント内容の詳細については発注者と協議の上決定する。
- ・子ども向けイベントの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア イベントの周知
 - イ イベントに関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
 - ウ イベントプログラム及び会場レイアウトの作成
 - エ イベント運営に必要な人員の配置
 - オ 来場者数の集計
- ・参加者目標：100人（各回20人×5回）

(3) 事業者向け熱利用見学ツアーの開催

- ・県内で農業等を営む事業者に対して、地熱発電による熱水利用の一環として発電所及び地熱利用設備の見学ツアーを実施する。
- ・見学施設の選定に当たっては受注者からの提案及び発注者と協議の上決定するものとする。
- ・事務局運営については以下を実施すること。
 - ア 見学ツアーの周知
 - イ 問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
 - ウ 運営に必要な人員の配置
- ・参加者目標：10事業者

(4) アンケート

- ・(1)～(3)の参加者にアンケートを実施すること。
- ・アンケートには各イベントの理解度（上がった・変わらない・かえて下がった）の項目を設けること。
- ・目標：参加者アンケートにおける理解度が上がったと回答した人の割合がそれぞれ6割以上

(5) その他

- 以下の点を踏まえた提案とすること。
 - ・県内では、これまでの関係者の尽力により、地熱発電への理解は進んでいるものの、温泉の枯渇等の懸念から地熱開発に不安を持つ方や大分県が地熱発電量日本一であることを知らない県民も一定程度存在している。
 - ・そのため、本事業の実施にあたっては、事業者と地域が一体となった地熱開発が進む土壌が形成されるよう、シンポジウムの登壇者に温泉地や環境保護団体等の代表に参加してもらう等の工夫をすること。

- ・併せて、シンポジウムの登壇者や展示内容を魅力的にする等、地熱発電に無関心な人を取り込む工夫をすること。

5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体の責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること。ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）の印刷物1部（A4版）及び電子機器媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) シンポジウム及びイベントの企画運営に関する内容
- (2) シンポジウム及びイベントの当日写真
- (3) 広報の実績
- (4) アンケート集計・分析結果
- (5) 大分県HPに掲載可能なコンテンツデータ
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。

なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。

- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定する。